

○東京藝術大学芸術国際交流基金算定基準

〔平成6年3月25日〕
学 長 裁 定

改正 平成16年6月8日 平成19年3月28日
平成25年10月24日 平成27年11月26日

東京藝術大学芸術国際交流基金による事業費の算定については、次に定めるところによる。

事業の名称等	項 目	算 定 基 準
会議、研究会等の開催		印刷費、通信運搬費、会場借料等必要な経費
招 〜 い 教育者 研究者 (学識者 芸術家 を含む)	航空賃	居住地の最寄りの空港から本学までの往復航空賃（最上級の直近下位の級の運賃とする。ただし、世界的に極めて顕著な業績を有する研究者等の招へいで、特に必要と認めた場合は最上級の運賃とすることができる。）の実費
	国内旅費	東京藝術大学旅費規則（以下、「旅費規則」という。）による。ただし、日当、宿泊料は支給しない。
	滞在費	日本学術振興会の外国人招へい研究者（短期）の場合に準じて算出した額 ただし、本学の宿泊施設を利用する場合及び30日を超える部分については上記の7割を支給する。
	雑 費	入出国税、空港施設使用料、査証手数料、PTA発券手数料、通訳委託費、接遇費等必要最小限の経費
若手研究者	航空賃	居住地の最寄りの空港から本学までの往復航空賃（最下級の運賃とする。）の実費
	国内旅費	旅費規則による。ただし、日当、宿泊料は支給しない。
	滞在費	1日につき国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年4月30日法律第114号）別表第1に定める行(一)4級相当の日当及び宿泊料（甲地方）の合計額 ただし、本学の宿泊施設を利用する場合及び30日を超える部分については上記の7割を支給する。
	雑 費	入出国税、航空施設使用料、査証手数料、PTA

			発券手数料の実費
	交流協定による教育研究者及び学生		交流協定書の定めるところにより取り扱う。ただし、上記の教育者・研究者、若手研究者の場合に準じて算出した額とする。
派遣	教育者研究者国際学会等出席	航空賃滞在費等	旅費規則に定める航空賃、日当、宿泊料、旅行雑費。
	交流協定による教育研究者及び学生		協定書の定めるところにより取扱う。ただし、上記の教育者・研究者、国際学会等出席の場合に準じて算出した額とする。
	交流協定締結及び芸術情報資料等の収集	航空賃滞在費等	旅費規則に基づく航空賃、鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料、旅行雑費等
その他国際交流事業			必要と認められる経費

備考

- 1 若手研究者とは助教クラスの者をいう。
- 2 交流協定による教育研究者及び学生とは、本学が締結している交流協定書に基づき、研究または教育のため相互に招へい若しくは派遣する教育研究者、学生をいう。

附 則

- 1 この裁定は、平成6年4月1日から実施する。
- 2 東京芸術大学国際交流基金運用基準（平成3年1月24日学長裁定）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成16年6月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年1月1日から施行する。